平成２８年（フ）第４２４号
札幌市中央区南26条西８丁目３番18号　プレステージ南26条303号
破産者　佐々木知早（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２５号
札幌市中央区南26条西８丁目３番18号　プレステージ南26条303号
破産者　佐々木妙己子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９２号
札幌市白石区北郷１条４丁目６番22号　大倉方
破産者　西　　信輝
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５０号
札幌市白石区菊水５条１丁目１番18－２号
破産者　藤嶋　里美（旧姓手崎）
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１号
長野県佐久市横和283－２　フォレストＢ101号室、開始決定時の住所長野県佐久市長土呂533　レオパレスＰｉｎｅｔｒｅｅ101
破産者　宮野　宏之
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４７号
岩手県久慈市天神堂第34地割11番地１
破産者　中野　明子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４９号
盛岡市桜台１丁目27番18号
破産者　沼下　忠寿
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３０８号
埼玉県越谷市大字下間久里287番地４　プレジデント深田Ⅱ　102号
破産者　孝工業こと　飯嶋　　孝
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
埼玉県吉川市大字保863番地５
破産者　永野　勝彦
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６３号
埼玉県越谷市大字大道684番地１　西大袋サンハウス56　102、旧住所埼玉県川口市川口１丁目２番８－501号　リビオタワー川口ミドリノ
破産者　廣澤　武治
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６４号
埼玉県越谷市大字大道684番地１　西大袋サンハウス56　102、旧住所埼玉県川口市川口１丁目２番８－501号　リビオタワー川口ミドリノ
破産者　廣澤菜々子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
埼玉県越谷市千間台東２丁目２番地４　メゾン豊Ｂ103
破産者　望月　淳一
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９９号
埼玉県春日部市浜川戸１丁目18番地14
破産者　真庭　　崇
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４０９号
埼玉県越谷市宮本町２丁目38番地５　サンモール101、開始決定時の住所埼玉県越谷市宮本町２丁目284番地１　メゾンシャルム205
破産者　佐々木誠也
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４１１号
埼玉県春日部市備後東１丁目５番17号
破産者　日下部佳祐
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４３８号
埼玉県越谷市大字大泊655番地　瀬尾住宅４号
破産者　加藤　正弘
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
埼玉県秩父市中町13番３号
破産者　野澤　　弘
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
長野県茅野市宮川4408番地５、開始決定時の住所福島県福島市堀河町６－９　レオパレスあぶくま201
破産者　前田　賢三
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部